

無線機はルールを守って、 正しく使いましょう。



＜総務省東海総合通信局からのお知らせ＞

無線従事者免許が不要で、識別信号を自動送出する
デジタル簡易無線（登録局）の利用が便利です。

デジタル簡易無線（登録局）は、簡単な手続で利用できる無線局で、有害鳥獣捕獲やイベントを含め様々なニーズに対応しています。

- ・狩猟やレジャーにおける通信をはじめ、有害鳥獣捕獲やイベントなどの事業など様々な簡易な業務に使用できます。
(個人的な通信や企業等における業務通信においても使用できます。)
- ・無線局の登録により使用でき、無線従事者免許は不要です。
- ・最大5Wの送信出力に対応しています。
- ・アマチュア無線のようにコールサインを音声で送出する必要はありません。
(識別信号は無線機が自動で送出します。)
- ・通信の相手に制限はありません。
- ・届出することで、登録人以外の方が使用することができます。
(無線機のレンタル使用が可能です。)



デジタル簡易無線(登録局)の使用にあたっての手続きについては、東海総合通信局無線通信部陸上課(電話 052-971-9623)にお問い合わせください。

アマチュア無線

・令和3年3月10日の電波法関係省令等の改正で、ボランティア活動や国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動等にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。
これにより、鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にも、アマチュア無線を使用できるようになりました。

ただし次の事項に注意願います。

- ・社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線を使用することはできません。
- ・無線従事者免許、アマチュア無線局免許が必要です。
- ・通信のはじめや10分程度に1回はコールサインの送出が必要です。
- ・周波数(チャンネル)は、占有できません。他のアマチュア無線局と共用です。

お問い合わせ先：総務省東海総合通信局 電波監理部監視課

TEL: 052-971-9472

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

